

愛西市告示第138号

○愛西市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害や避難時の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀等の所有者が行う撤去工事に要する費用の一部について、愛西市補助金等交付規則（平成17年愛西市規則第29号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

コンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた組積造の塀その他これらに類する塀及び門柱等をいう。

(2) 道路

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路のほか、一般の用に供している不特定多数のものが通行する道をいう。

(3) 撤去

既存のブロック塀等をすべて取り除くもの、または道路、公共施設の敷地に面するブロック塀等の高さを60cm以下に減じるもの

(4) 所有者

ブロック塀等を所有又は管理する個人又は法人をいう。

(5) 一団の土地

同一の利用に供されている一団の土地をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)

は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 前条に規定するブロック塀等の所有者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助の対象となるブロック塀等)

第4条 補助の対象となるブロック塀等は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 道路、公共施設の敷地に面する高さが1mを超え、かつ擁壁の上のものは天端からの高さが60cmを超えるもの
- (2) 道路、公共施設の敷地との境界から1m以内に設置されているもの(隣地境界に設置されたものは除く。)
- (3) ブロック塀等の撤去に係る他の制度による補助等の交付を受けたものでないこと。
- (4) 一団の土地において、過去にこの告示に定める補助金の交付を受けていないものであること。
- (5) ブロック塀等が道路改良その他の公共事業の補償対象ではないもの(補助の対象事業)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、前条に規定するブロック塀等の撤去とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、ブロック塀等の撤去及び処分に要する工事費等(以下「工事費等」という。)とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、工事費等と撤去するブロック塀等の延長（10cm未満切り捨て）に1mあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に2分の1を乗じた額とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の条件)

第8条 建築基準法第42条第2項に規定する道路内にあるブロック塀等の撤去にあつては、撤去後に道路中心線から2m以内（ただし、道路の中心から水平距離2m未満で、がけ地、川、線路等に沿う場合は、当該がけ地等の道の側の境界線から水平距離4m以内とする。）に工作物、垣、柵及び花壇等を築造しないこと。

(事前相談)

第9条 補助対象者は、次条に定める交付申請の前に、ブロック塀等撤去費補助金事前相談依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 撤去場所の案内図

(2) 撤去するブロック塀等の写真（道路側から撮影したもの）

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 撤去工事の見積書の写し（撤去工事業者の記名、押印のあるものに限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査

の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更・中止及び通知)

第12条 申請者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、ブロック塀等撤去費補助金交付変更・中止承認申請書(様式第4号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 撤去工事施工箇所の変更

(2) 補助金の額の変更

(3) 補助事業の中止

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付変更・中止承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(工事の完了報告及び検査)

第13条 申請者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、ブロック塀等撤去完了実績報告書(様式第6号。以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、遅滞なく市長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 工事完了後の写真

(3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去費補助金確定通知書(様式第7号)によりその旨を申請

者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金支払請求書(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第8条に定める条件を遵守しなかったとき。
- (4) 第13条に定める完了報告書が提出されなかったとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第17条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。